

滞在資格付与の正統性と政治的権利

——非正規滞在者の法的地位についての政治哲学的考察——

On the Legitimacy of Visa Status and Non-Citizens' Political Rights: A Philosophical Deliberation on the Legal Status of Irregular Residents

岸見 太一（早稲田大学大学院・日本学術振興会特別研究員）

Taichi KISHIMI (GSPS, Waseda University/ JSPS Research Fellow)

キーワード 非正規滞在者の法的地位 個人の自由 民主主義 政治的権利 自己決定

1. 序

政治哲学的アプローチは、個別の具体的問題を一般的かつ抽象的な規範的問題に接続させて捉えることにその特徴がある。このアプローチは、中長期的に目指されるべき規範的な理想を提示するという点において移民研究に独自の貢献ができるであろう。本報告は特に非正規滞在者の法的地位の問題を、法の正統性(legitimacy)と政治的権利との関係に焦点をあて考察したい。より具体的には、入管法が正統であるといえるための条件とは何か、そして、この条件は非正規滞在者の法的地位に対してどのような政策的含意をもつのかを考察する。これらの考察を通じて、政治哲学の貢献の一端を示すことが本報告の目的である。

なお、本報告では行論の目的上、日本を含む自由民主主義諸国における非正規滞在者の典型的な法的地位を次のようなものとして想定する。彼/彼女らは入管法をはじめとする法の制定改訂過程から排除されている。さらに、収容や退去強制の恐れから、公共的空間において自らの意見表明や当然の権利要求を行うことすら困難である。そして、彼/彼女らの滞在を「不法」なものとする入管法の規定は、当該国の政治的・経済的状況の変化によって変更される。

2. 法が正統である条件と政治的権利との関係

ある法が規範的に正統である条件とはどのようなものであろうか¹。現代の論者の多くは、法による強制的な拘束をうける人びとが、その法の民主的な制定改訂過程に参加することが、政治的権利によって保障されていることだと考えている(Rawls,221=301; Dahl,1989,120; Miller,2009)。その理由は、法が個人の自由を制約することに求められる。もしある人が自らを拘束する法の制定改訂過程に参加できなければ、その人の自由は他の人びとによって恣意的に侵害されてしまうであろう。このことは、民主的過程から排除されてきた奴隷や女性の境遇についての歴史的経験を想起すれば明らかである(Dahl,129)。このように、ある法が正統であるかどうかは、その法の制定改訂過程への参加が許されているのが誰かに注目すれば判断できる。もしこの過程に参加していないにもかかわらず、その法により自由が制約されている人びとが存在するならば、その法は正統ではない。

この条件を非国籍保持者の滞在資格付与の基準を規定する入管法にあてはめてみよう。違反者に収容や退去強制を課す入管法は非国籍保持者の自由を明らかに制約する。他方で、入管法の制定改訂過程に参加する政治的権利をもつのは、この法の直接の対象者ではない国籍保持者だけである。この点において、非国籍保持者の境遇は、かつての奴隷や女性と同様の状況にあるといえる²。

¹ 本報告では、正統性(legitimacy)という語を、妥当性についての慣習的信念に適合しているという意味の記述的な正統性(たとえば既存の法規への適合)から区別された、なんらかの実質的な観点からみて正しいことを意味する、規範的な正統性を指すものとして用いる。

² ここから示唆されるように、この議論は非正規滞在者だけでなく、国籍を持たない居住者一般に対して政治的権利が認められるべき規範的理由を提示するものである。

(cf. Bohman, 546)したがって、少なくとも他の根拠が提示されないかぎりには(prima facie)、入管法は正統ではない。特に非正規滞在者に即して言うならば、自らの滞在を「不法」とする入管法の規定に対して自らの意見を表明する機会を保障する政治的権利が彼/彼女らに保障されねばならない。

3. 法の制定改訂過程には誰が参加するべきなのか——人民の自己決定と政治的権利の境界

しかしながら、政治的権利は国籍保持者に限定されるべきであるという主張も根強く存在する。本節では特に人民の自己決定(self-determination of peoples)という価値に訴える議論を検討する。入国管理は人民の自己決定の中核的な要素である(Walzer, 62=106)。だが、自己決定とはたんに文字通り自分たちだけのことを考慮して決定することではない。決定の影響をうける他者の要求を無視してはならない。この点は政治哲学者の間で広範な合意が存在する(Young, 50; Walzer, ibid)。もちろん、他者の要求によって入国管理の裁量がどの程度制約されるべきかは論争がある。人民に裁量余地が広範に残されるべき根拠としては、社会的信頼や安定性の維持がしばしばあげられる(Miller 2009)。だが、これらは考慮事項となるにせよ経験的・現実的制約にすぎず、それ自体としては個人の自由と同列の規範的理由とはみなしえない(Pevnick)。そのため、前節で指摘した入管法の正統化には非正規滞在者の政治的権利の保障が必要であるという規範的要請は覆らない。

4. 入管法正統化の要請はいかなる政策的含意をもつか

こうした入管法の正統化のための要請はどのような政策的含意をもつのであろうか。この要請は、中長期的に目指されるべき規範的な理想である。この理想自体は特定の制度構想を提示することはないが、現実の諸制度がどの程度正統性を欠いているのかを評価する尺度となる(cf. Abizadeh)。

たしかに非正規滞在者にも政治的権利を保障するという要請をただちに実現することは困難である。だがこの理想が実現されないかぎりには正統性の欠損(deficit)が存在し続ける以上、特定の国および時代において実現可能な制度のうちこの理想にもっとも近い制度が設立されなければならない。この点についてさらに二つ補足したい。第一に、正統性は程度概念である。そのため、現実の制度における正統性の欠損をどのように埋め合わせるかが重要である。第二に、政治的権利は必ずしも投票権を中心に捉える必要はない。公共的な討議において意見交換の機会が保障がされていることも政治的権利の重要な要素である。(齋藤)このように政治的権利を広く捉えれば、現状においても実現可能な制度的選択肢はそれほど少なくないであろう。

最後に、限定的ではあるが、近年提案されているいくつかの具体的な制度構想を例示したい。

参考文献

- Abizadeh, A. 2008. "Border Coercion and Democratic Legitimacy: Freedom of Association, Territorial Dominion, and Self-Defence." *Political Theory*. 35 (1): 37-65.
- Bohman, J. 2009. "Living without Freedom." *Political Theory*. 37 (4): 539-561.
- Dahl, R. A. 1989. *Democracy and its Critics*. Yale University Press.
- Miller, D. 2009. "Democracy's Domain." *Philosophy & Public Affairs* 37 (3): 201-228.
- . 2007. *National Responsibility and Global Justice*. Oxford University Press. 富沢克他訳『国際正義とは何か』風行社. 2011.
- Pevnick, R. 2009. "Social Trust and the Ethics of Immigration Policy." *Journal of Political Philosophy*. 17 (2): 146-167.
- Rawls, J. 1971. *A Theory of Justice*. Harvard University Press. 川本隆史他訳『正義論』紀伊國屋書店. 2010.
- 齋藤純一. 2011. 「政治的権利としての人権」 齋藤純一編『人権の実現』法律文化社
- Walzer, M. 1983. *Spheres of Justice*. Basic Books. 山口晃訳『正義の領分』而立書房. 1999.
- 渡戸一郎・鈴木絵里子・A.P.F.S.編著. 2007. 『在留特別許可と日本の移民政策』明石書店
- Young, I. M. 2007. *Global Challenges: War, Self-Determination and Responsibility for Justice*. Polity Press.